

国立大学法人愛媛大学業務組織規程

〔平成17年4月1日〕
規則第335号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学基本規則（以下「基本規則」という。）第25条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「法人」という。）が行う業務を処理する組織等に關し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 大学本部

第1節 組織等

(設置)

第2条 法人に、国立大学法人愛媛大学本部（以下「大学本部」という。）を置く。
(組織)

第3条 大学本部は、次の各号に掲げる者並びに第5条の2及び第6条に規定する基金室及び各部をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各理事
- (3) 各副学長
- (4) 各学長特別補佐

2 学長は、大学本部の業務を総括する。

(理事等の担当業務)

第4条 学長は、各理事、各副学長及び各学長特別補佐（以下「各理事等」という。）に、別表に掲げる業務の担当を命じ、当該業務を掌理させるものとする。

第5条 削除

(基金室)

第5条の2 大学本部に、愛媛大学基金（以下「基金」という。）に関する業務を執行する組織として、基金室を置く。

(SDGs推進室)

第5条の3 基本規則第21条の8に規定する国立大学法人愛媛大学SDGs推進室（以下「SDGs推進室」という。）に関する業務は、SDGs推進室が執行する。

(部及び課)

第6条 大学本部に、各理事等を補佐しその命じられた業務を執行する組織として、次に掲げる部及び課を置く。

- 総務部
- 財務部
- 施設基盤部
- 教育学生支援部
- 研究・産学連携支援部
- 地域協働支援部
- 国際連携支援部
- 情報推進課

(理事等の業務分掌等)

第7条 各理事等の業務分掌並びにその業務に係る前条に規定する各部、情報推進課、第5条の2に規定する基金室及び第5条の3に規定するSDGs推進室の分担は、別表に定めるとおり

とする。

第2節 各部の組織 (部の課及び室)

第8条 第6条に規定する各部に、次の課及び室を置く。

総務部

総務課

学長室

評価ＩＲ課

人事課

広報課

就業環境推進室

財務部

財務企画課

経理調達課

検収室

施設基盤部

施設企画課

施設整備課

安全環境課

教育学生支援部

教育企画課

教育支援課

教育センター事務課

学生生活支援課

入試課

就職支援課

附属学校園事務課

研究・产学連携支援部

研究・产学連携課

地域協働支援部

地域協働課

国際連携支援部

国際連携課

第3節 各部、情報推進課及び基金室の構成員 (部長等)

第9条 大学本部の各部、各課及び各室にそれぞれ部長、課長及び室長を置く。

- 2 基金室に室長を置く。
- 3 大学本部の各部に、必要に応じて、次長を置くことができる。
- 4 大学本部の各部に、必要に応じて、主幹を置くことができる。
- 5 各部長、情報推進課長又は基金室長は、当該業務を担当する理事、副学長又は学長特別補佐の命を受け、当該部、情報推進課又は基金室の事務全般を把握し、処理するとともに、関係組織と相互の連絡及び調整を行い、円滑な全学的業務遂行に資するものとする。
- 6 各次長は、当該部長の職務を補佐し、当該部の事務を処理する。
- 7 各課長は、それぞれ上司の命を受け、当該課の事務を処理する。
- 8 各室長は、それぞれ上司の命を受け、当該室の事務を処理する。
- 9 各主幹は、それぞれ上司の命を受け、当該部に係る特命事項に関する事務を処理する。

(副課長及び副室長)

第10条 大学本部の課及び室に、それぞれ副課長及び副室長を置くことができる。

2 副課長及び副室長は、当該課長又は室長の職務を補佐し、当該課又は室における高度な専門的業務を処理する。

(チームリーダー等)

第11条 大学本部の各部、情報推進課及び基金室に、チームリーダー、サブリーダー、部員、

課員又は室員（以下「チームリーダー等」という。）を置く。

2 各チームリーダーは、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

3 各サブリーダーは、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

4 各部員は、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

5 各課員は、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

6 各室員は、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

第4節 各部、情報推進課、基金室及びSDGs推進室の所掌事務

(総務部)

第12条 総務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法人の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会に関すること。
- (3) 学長候補者の選考事務及び学長選考・監察会議に関すること。
- (4) 大学本部の他の部及び基金室の所掌に属しない全学的な会議に関すること。
- (5) 争訟事務の総括に関すること。
- (6) 機密に関すること。
- (7) 全学的危機管理の連絡及び事務処理に関すること。
- (8) 儀式その他諸行事に関すること。
- (9) 渉外に関すること。
- (10) 職員の苦情相談に関すること。
- (11) 出張及び旅行の総括に関すること。
- (12) 交通安全対策（城北地区）に関すること。
- (13) 学部、学科、大学院等の設置及び改廃に関すること。
- (14) 学則その他諸規則等の制定及び改廃に関すること。
- (15) 印章（会計関係の印章を除く。）の管守に関すること。
- (16) 法人文書の管理に関すること。
- (17) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (18) 他大学等との教育研究交流協定に関すること。
- (19) 郵便の收受及び発送に関すること。
- (20) 共用車（総務部所有の物に限る。）の管理に関すること。
- (21) 校友会の支援に関すること。
- (22) 学長室に関すること。
- (23) 学長の事務に関すること。
- (24) 総合戦略府に関すること。
- (25) 未来価値創造機構に関すること。
- (26) カーボンニュートラル推進室の事務の統括に関すること。
- (27) 法人の長期的な目標の策定に関すること。
- (28) 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「国大法」という。）第30条に規定する中期目標及び国大法第31条に規定する中期計画に関すること。
- (29) 国大法第31条の2第1項各号に規定する業務の実績評価に関すること。
- (30) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条に規定する自己点検・評価及び認証評価に関すること。

- (31) 自己点検評価室に関すること。
 - (32) 大学運営に資する IRに関すること。
 - (33) 定員管理に関すること。
 - (34) 任免に関すること。
 - (35) 服務に関すること。
 - (36) 人事評価に関すること。
 - (37) 人材育成に関すること。
 - (38) 賞罰に関すること。
 - (39) 労働時間に関すること。
 - (40) 労務管理制度に関すること。
 - (41) 労働組合に関すること。
 - (42) ダイバーシティ推進に関すること
 - (43) ジェンダー協働推進センターに関すること。
 - (44) 環境整備室に関すること。
 - (45) 人事記録に関すること。
 - (46) 給与に関すること。
 - (47) 所得税等の徴収に関すること。
 - (48) 給与制度の企画及び立案に関すること。
 - (49) 健康管理及び福祉に関すること。
 - (50) 役員の傷害補償に関すること。
 - (51) 職員の災害補償に関すること。
 - (52) 退職手当に関すること。
 - (53) 共済組合に関すること。
 - (54) 大学の広報活動に関する事務を総括し、及び連絡調整すること。
 - (55) 広報室に関すること。
 - (56) 大学の広報活動に係る情報の収集及び発信に関すること。
 - (57) 大学概要その他広報誌の発行に関すること。
 - (58) 大学のホームページに関すること。
 - (59) 大学のビジュアル・アイデンティティに関すること。
 - (60) E.U. Regional Commonsに関すること。
 - (61) ミュージアムに関すること。
 - (62) その他大学の広報活動に関する事務を処理すること。
 - (63) 総合健康センターに関すること（施設基盤部及び教育学生支援部の所掌する事務を除く。）。
 - (64) 人権侵害防止に関すること。
 - (65) 人権センターに関すること。
 - (66) 総務部の業務における危機管理に関すること。
 - (67) 所掌事務の調査統計及びシステム運用その他諸報告に関すること。
 - (68) その他総務に関する事務及び他の事務組織の所掌に属しない事務を処理すること。
- 2 総務部総務課においては、前項第1号から第21号まで及び第66号から第68号までに規定する事務をつかさどる。
- 3 総務部学長室においては、第1項第4号、第22号から第26号まで及び第66号から第68号までに規定する事務をつかさどる。
- 4 総務部評価IR課においては、第1項第13号、第24号、第25号、第27号から第32号まで、第37号及び第66号から第68号までに規定する事務をつかさどる。
- 5 総務部人事課においては、第1項第10号、第33号から第53号まで及び第66号から第68号までに規定する事務をつかさどる。
- 6 総務部広報課においては、第1項第54号から第62号まで及び第66号から第68号まで

に規定する事務をつかさどる。

7 総務部就業環境推進室においては、第1項第10号、第42号、第49号及び第63号から第68号までに規定する事務をつかさどる。

(財務部)

第13条 財務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 会計諸規則に関すること。
- (3) 会計業務に係る渉外事務に関すること。
- (4) 会計業務に係る訴訟事務に関すること。
- (5) 職員会館の管理に関すること。
- (6) 会計事務の照査、指導及び監督に関すること。
- (7) 外部機関による会計監査に関すること。
- (8) 予算に関すること。
- (9) 概算要求に関すること。
- (10) 決算及び財務諸表の作成に関すること。
- (11) 財務分析及び財務改善（增收・節減）に関すること。
- (12) 経営努力認定に関すること。
- (13) 計算証明に関すること。
- (14) 資金の運用に関すること。
- (15) 固定資産等の管理に係る総括事務に関すること。
- (16) 損害保険に関すること。
- (17) 宿舎に関すること。
- (18) 土地及び建物の貸借に関すること。
- (19) 学内の警備及び防火に関すること。
- (20) 資金の管理に関すること。
- (21) 収入及び支出に関すること。
- (22) 債権の管理に関すること。
- (23) 財務会計システムの利用に係る総括及び連絡調整に関すること。
- (24) 政府調達契約及び官公需契約に係る指導及び連絡調整に関すること。
- (25) 大学本部予算の執行管理に関すること。
- (26) 城北・持田地区の各部局の諸収入金の収納に関すること。
- (27) 城北・持田地区の各部局の旅費及び謝金の支出に関すること。
- (28) 城北・持田地区の各部局の研究補助金の経理に関すること。
- (29) 城北・持田地区の各部局の物品調達、役務等の契約に関すること。
- (30) 城北・持田地区の各部局の固定資産等の管理データの登録に関すること。
- (31) 城北・持田地区の各部局の検収に関すること。
- (32) 財務部の業務における危機管理に関すること。
- (33) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (34) その他財務に関する事務を処理すること。

2 財務部財務企画課においては、前項第1号から第23号まで及び第32号から第34号までに規定する事務をつかさどる。

3 財務部経理調達課においては、第1項第1号、第24号から第30号まで及び第32号から第34号までに規定する事務をつかさどる。

4 財務部検収室においては、第1項第29号から第31号まで及び第33号から第34号までに規定する事務をつかさどる。

(施設基盤部)

第14条 施設基盤部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設に係る計画、整備及び管理（以下「施設整備等」という。）に関し、総括し、及び連

- 絡調整すること。
- (2) 施設整備等の入札及び請負契約事務に関すること。
- (3) 施設整備等の調査統計及び諸報告に関すること。
- (4) 施設整備等のマネジメントに関すること。
- (5) 施設整備等の計画に関すること。
- (6) 施設整備等の予算に関すること。
- (7) 施設整備等の設計及び積算に関すること。
- (8) 施設整備等の施工及び監理に関すること。
- (9) 施設整備等の検査に関すること。
- (10) 施設整備等の届出及び報告に関すること。
- (11) 施設維持保全のマネジメントに関すること。
- (12) 施設維持保全の計画に関すること。
- (13) 施設維持保全の予算に関すること。
- (14) 施設維持保全の設計及び積算に関すること。
- (15) 施設維持保全の施工及び監理に関すること。
- (16) 施設維持保全の検査に関すること。
- (17) 施設維持保全の届出及び報告に関すること。
- (18) 安全衛生のマネジメントに関すること。
- (19) 安全衛生等の予算に関すること。
- (20) 安全衛生管理体制に関すること。
- (21) 総合健康センターに関すること（総務部及び教育学生支援部の所掌する事務を除く。）。
- (22) 作業環境管理に関すること。
- (23) 安全衛生教育に関すること。
- (24) 安全衛生に関する届出及び報告に関すること。
- (25) 環境管理のマネジメントに関すること。
- (26) 環境報告書及び環境に関する届出及び報告に関すること。
- (27) エネルギーマネジメントに関すること。
- (28) エネルギーに関する届出及び報告に関すること。
- (29) 安全衛生管理推進室に関すること。
- (30) カーボンニュートラル推進室（ゼロカーボンキャンパス部門）に関すること。
- (31) 施設基盤部の業務における危機管理に関すること。
- (32) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (33) 施設整備に係る埋蔵文化財発掘調査に関すること。
- (34) その他施設整備等に関する事務を処理すること。
- 2 施設基盤部施設企画課においては、前項第1号から第6号まで及び第30号から第34号までに規定する事務をつかさどる。
- 3 施設基盤部施設整備課においては、第1項第4号から第17号まで及び第30号から第34号までに規定する事務をつかさどる。
- 4 施設基盤部安全環境課においては、第1項第4号から第10号まで、第18号から第32号まで及び第34号に規定する事務をつかさどる。

（教育学生支援部）

第15条 教育学生支援部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 教育・学生支援機構に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教育学生支援部に係る諸規則に関すること。
- (3) 教育企画室に関すること。
- (4) 学生の準正課教育に関すること。
- (5) 次世代人材育成拠点に関すること。
- (6) 大学コンソーシアムえひめに関すること。

- (7) 生涯学習に関すること。
- (8) 教務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (9) 教育課程に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (10) 授業及び試験に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (11) 学生の修学指導に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (12) 学生の学籍その他記録に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (13) 教育職員免許に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (14) 学生の入学、転学部、休学、留学、退学、除籍、卒業及び修了に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (15) 学部及び大学院の学位に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (16) 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び受託研究生に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (17) 学生の証明に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (18) 外国人留学生の支援に関する事務（国際連携支援部、医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (19) 学生の海外派遣に関する事務（国際連携支援部、医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (20) 共通教育に関する事務。
- (21) 共通教育の授業計画及び実施に関する事務。
- (22) 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国愛媛大学分室に関する事務（情報推進課の所掌する事務を除く。）。
- (23) 教職総合センターに関する事務。
- (24) 教職課程、学芸員資格課程に関する事務の総括及び連絡調整に関する事務。
- (25) 総合健康センターに関する事務（総務部及び施設基盤部の所掌する事務を除く。）。
- (26) 学生支援に関する事務。
- (27) 学生の福利厚生に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (28) 学生宿舎の事務並びに維持及び管理に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (29) 入学料の免除及び徴収猶予に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (30) 授業料の免除、徴収猶予及び分納に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (31) 奨学金事務に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (32) 学生の経済相談に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (33) 学生の生活に関する相談及び指導助言に関する事務。
- (34) 学生のセクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する事務。
- (35) 学生の正課外教育に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (36) 正課外活動施設の維持及び管理に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (37) 学生団体に関する事務（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (38) 学生旅客運賃割引証に関する事務。
- (39) 学生教育研究災害傷害保険に関する事務。
- (40) アクセシビリティ支援に関する事務。
- (41) 立体駐輪場等の学生の駐輪・駐車に関する事務。
- (42) 学生相談に関する事務。
- (43) 学生の賞罰に係る事務の連絡調整に関する事務。
- (44) 入学者選抜（大学入学共通テストを含む。）を実施、総括し、及び連絡調整すること（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (45) 入学者選抜方法の改善に関し、企画及び立案すること（医学部及び農学部の所掌する事務

を除く。)。

- (46) 入学試験に関する情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (47) 入学者選抜に関する広報及び学生募集に関すること（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (48) 学生の就職支援に関すること（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (49) キャリア教育等の支援及び推進に関すること（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (50) 学生の就職に係る企業等への広報及び開拓に関すること（医学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (51) 附属学校園に関する事務（教育学部及び農学部の所掌する事務を除く。）。
- (52) 四国地区国立大学連合アドミッションセンターに関する事務。
- (53) 教育学生支援部の業務における危機管理に関する事務。
- (54) 所掌事務に関する調査統計及びシステム運用その他諸報告に関する事務。
- (55) その他教育学生支援に関する事務を処理すること。

- 2 教育学生支援部教育企画課においては、前項第1号から第7号まで及び第53号から第55号までに規定する事務をつかさどる。
- 3 教育学生支援部教育支援課においては、第1項第8号から第19号まで、第43号、第44号、第46号、第47号及び第53号から第55号までに規定する事務をつかさどる。
- 4 教育学生支援部教育センター事務課においては、第1項第9号から第11号まで、第13号、第16号、第20号から第24号まで及び第53号から第55号までに規定する事務をつかさどる。
- 5 教育学生支援部学生生活支援課においては、第1項第25号から第43号まで及び第53号から第55号までに規定する事務をつかさどる。
- 6 教育学生支援部入試課においては、第1項第44号から第47号まで及び第52号から第55号までに規定する事務をつかさどる。
- 7 教育学生支援部就職支援課においては、第1項第48号から第50号まで及び第53号から第55号までに規定する事務をつかさどる。
- 8 教育学生支援部附属学校園事務課においては、第1項第51号及び第53号から第55号までに規定する事務をつかさどる。

（研究・产学連携支援部）

第16条 研究・产学連携支援部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究・产学連携支援事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 研究・产学連携推進機構に関する事務。
- (3) 先端研究院に関する事務。
- (4) 学術支援センターに関する事務。
- (5) 产学連携推進本部に関する事務。
- (6) 知的財産本部に関する事務。
- (7) 研究・产学連携戦略室に関する事務。
- (8) 沿岸環境科学研究センターに関する事務。
- (9) 地球深部ダイナミクス研究センターに関する事務。
- (10) プロテオサイエンスセンターに関する事務。
- (11) アジア古代産業考古学研究センターに関する事務。
- (12) 宇宙進化研究センターに関する事務。
- (13) 先端研究高度支援室に関する事務。
- (14) 先進超高压科学研究拠点、化学汚染・沿岸環境研究拠点及びプロテオインターラクトーム解析共同研究拠点に関する事務。
- (15) 学術研究の企画・立案に関する事務。
- (16) 競争的研究費その他研究助成事業に関する事務。

- (17) 学術情報の収集、活用等に関すること。
- (18) 放射性同位元素及び国際規制物資に関すること。
- (19) 遺伝子組換え実験及び遺伝子解析研究に関すること。
- (20) 動物実験に関すること。
- (21) 生命科学研究における倫理等に関すること。
- (22) 安全保障輸出管理に関すること。
- (23) 研究インテグリティに関すること。
- (24) 研究活動上の不正行為防止に関すること。
- (25) 研究データポリシーに関すること。
- (26) 国内研究員に関すること。
- (27) 客員研究員に関すること。
- (28) 研究環境マネジメント戦略本部に関すること。
- (29) カーボンニュートラル推進室の業務のうち研究開発及び研究の社会実装に関すること。
- (30) 産官学連携に関すること。
- (31) 共同研究、受託研究及び寄附金の受入れに関すること。
- (32) 知的財産権に関すること。
- (33) 研究・产学連携支援部の業務における危機管理に関すること。
- (34) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (35) その他研究・产学連携支援に関する事務を処理すること。

(地域協働支援部)

第16条の2 地域協働支援部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域協働支援事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 地域協働推進機構に関すること。
- (3) イノベーション創出院に関すること。
- (4) 地域専門人材育成・リカレント教育支援センターに関すること。
- (5) 防災情報研究センターに関すること。
- (6) 地域協働センター西条に関すること。
- (7) 地域協働センター南予に関すること。
- (8) 地域協働センター中予に関すること。
- (9) 地域共創研究センターに関すること。
- (10) 四国遍路・世界の巡礼研究センターに関すること。
- (11) 俳句・書文化研究センターに関すること。(12) 埋蔵文化財調査室に関すること。
- (13) 地域協働企画室に関すること。
- (14) 地域共創コソーシアムに関すること。(15) 南予水産研究センターに関すること。
- (16) 紙産業イノベーションセンターに関すること。
- (17) 植物工場研究センターに関すること。
- (18) 食品健康機能研究センターに関すること。
- (19) カーボンニュートラル推進室の業務のうち人材育成に関すること。
- (20) Town&Gown構想推進室に関すること。
- (21) 地域協働支援部の業務における危機管理に関すること。
- (22) 所掌事務の調査統計その他諸報告に関すること。
- (23) その他地域協働支援に関する事務を処理すること。

(国際連携支援部)

第16条の3 国際連携支援部国際連携課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際連携支援事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 国際連携推進機構に関すること。
- (3) 学術の国際連携推進に関すること。
- (4) 国際連携に係る各種助成に関すること。

- (5) 外国人留学生の支援に関すること。
- (6) 学生の海外派遣に関すること。
- (7) 愛媛県留学生等交流推進会議に関すること。
- (8) 国際交流会館に関すること。
- (9) 国際連携支援部の業務における危機管理に関すること。
- (10) 所掌事務に関する調査統計及びシステム運用その他諸報告に関すること。
- (11) その他国際連携支援に関する事務を処理すること。

(情報推進課)

第16条の4 情報推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) デジタル情報人材育成機構に関すること。
- (2) デジタル情報人材育成・リスクリソースセンターに関すること。
- (3) データサイエンスセンターに関すること。
- (4) 総合情報メディアセンターに関すること。
- (5) デジタル情報人材育成企画室に関すること。
- (6) 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国愛媛大学分室に関すること（教育学生支援部の所掌する事務を除く。）。
- (7) DX推進室に関すること。
- (8) 情報化戦略に関すること。
- (9) 情報推進課の業務における危機管理に関すること。
- (10) 所掌事務に関する調査統計及びシステム運用その他諸報告に関すること。
- (11) その他情報推進に関する事務を処理すること。

第17条 削除

(基金室)

第17条の2 基金室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 基金室の基本方針及び行動計画の策定に関すること。
- (2) 基金にかかる企画立案及び実施に関すること。
- (3) その他基金に関する事務を処理すること。

(SDGs推進室)

第17条の3 SDGs推進室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) SDGsの推進に関すること。
- (2) カーボンニュートラル推進室（地域カーボンニュートラル部門）に関すること。
- (3) その他SDGsに関する事務を処理すること。

第3章 学部等

第1節 学部事務課等

(設置)

第18条 各学部（医学部を除く。）に事務課を置く。

2 医学部に、次の課及び室を置く。

総務課

経営管理課

医事課

人事労務課

研究協力課

施設課

学務課

医療サービス課

病院再開発準備室

3 図書館に事務課を置く。

第2節 学部事務課等の構成員 (学部事務課長)

- 第19条 前条第1項及び第3項の事務課に事務課長を置く。
- 2 各事務課長は、それぞれ当該学部及び図書館の長（農学部の事務課長にあっては連合農学研究科の長を含む。）の命を受け、当該事務課の事務全般を把握し、処理するとともに、関係組織と相互の連絡及び調整を行うものとする。

(医学部運営部長等)

- 第20条 医学部に、医学部運営部長を置き、各課及び室にそれぞれ課長及び室長を置く。
- 2 医学部に、必要に応じて、医学部運営部次長を置くことができる。
- 3 医学部運営部長は、医学部長及び医学部附属病院長の命を受け、医学部の事務全般を把握し、処理するとともに、関係組織と相互の連絡及び調整を行うものとする。
- 4 医学部運営部次長は、医学部運営部長の職務を補佐し、医学部の事務を処理する。
- 5 各課長は、それぞれ上司の命を受け、当該課の事務を処理する。
- 6 室長は、それぞれ上司の命を受け、当該室の事務を処理する。

(副課長及び副室長)

- 第21条 各学部（医学部を除く。）及び図書館の事務課並びに医学部の課及び室に、それぞれ副課長及び副室長を置くことができる。
- 2 副課長及び副室長は、当該課長又は室長の職務を補佐し、当該課又は室における高度な専門的業務を処理する。
- (チームリーダー等)
- 第22条 各学部（医学部を除く。）及び図書館の事務課並びに医学部の事務部に、チームリーダー、サブリーダー、部員又は課員を置く。
- 2 各チームリーダーは、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。
- 3 各サブリーダーは、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。
- 4 各部員又は各課員は、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

第3節 学部事務課等の所掌事務 (学部事務課（医学部を除く。）)

- 第23条 各学部（医学部を除く。）の事務課においては、当該学部及び大学院に係る次の事務をつかさどる。
- (1) 学部及び大学院の事務に関し、統括し、及び連絡調整すること。
 - (2) 中期目標・中期計画に関すること。
 - (3) 法人評価・認証評価に関すること。
 - (4) 儀式その他諸行事に関すること。
 - (5) 教授会その他の会議に関すること。
 - (6) 職員の服務、福祉及び労務管理に関すること。
 - (7) 学部長候補者、研究科長候補者及び評議員候補者の選考に関すること。
 - (8) 教員の定員及び人事に関すること。
 - (9) 諸規則等の制定及び改廃に関すること。
 - (10) 職員の出張及び旅行に関すること。
 - (11) 渉外に関すること。
 - (12) 印章の管守に関すること。
 - (13) 文書類の収受、発送及び整理保存に関すること。
 - (14) 予算の管理に関すること。
 - (15) 職員の給与等の支給に関すること。
 - (16) 謝金等の実施計画及び確認に関すること。
 - (17) 補助金に関すること。

- (18) 受託研究費及び共同研究費に関すること。
- (19) 寄附金に関すること。
- (20) 物品の調達及び管理に関すること。
- (21) 照査に関すること。
- (22) 共済組合に関すること。
- (23) 施設等の保守に関すること。
- (24) 固定資産等の管理に関すること。
- (25) 警備、防火及び清掃に関すること。
- (26) 車両の管理に関すること。
- (27) 安全衛生に関すること。
- (28) 環境管理に関すること。
- (29) 広報（入試広報を含む。）に関すること。
- (30) 教育課程に関すること。
- (31) 授業及び試験に関すること。
- (32) 学生の修学指導に関すること。
- (33) 学生の学籍その他記録に関すること。
- (34) 教育職員免許に関する事務（教育学生支援部の所掌する事務を除く。）。
- (35) 学生の資格取得に関する事務。
- (36) 学生の入学、転学部、休学、留学、退学、除籍、卒業及び修了に関する事務。
- (37) 学生の賞罰に関する事務。
- (38) 学部及び大学院の学位に関する事務。
- (39) 学生の証明に関する事務。
- (40) 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び受託研究生に関する事務。
- (41) 入学者選抜の実施及び連絡調整に関する事務。
- (42) 入学者選抜方法の改善に関し、企画及び立案すること。
- (43) 就職一般の連絡調整に関する事務。
- (44) 当該学部及び大学院における危機管理に関する事務。
- (45) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関する事務。
- (46) その他当該学部及び大学院に関する事務を処理すること。

2 農学部の事務課においては、前項に定める事務に加えて、次の事務をつかさどる。

- (1) 諸収入金の収納に関する事務。
- (2) 学生の正課外活動に関する事務。
- (3) 学生の福利厚生に関する事務。
- (4) 外国人留学生及び日本人学生の海外留学に関する事務。

（医学部事務部）

第24条 医学部においては、医学部、医学系研究科及び医農融合公衆衛生学環に係る次の事務をつかさどる。

- (1) 学部、大学院及び医学部附属病院（以下「病院」という。）の事務に関し、統括し、及び連絡調整すること。
- (2) 儀式その他諸行事に関する事務。
- (3) 学部長候補者、研究科長候補者、病院長候補者及び評議員候補者の選考に関する事務。
- (4) 教授会その他の会議に関する事務。
- (5) 諸規則等の制定及び改廃に関する事務。
- (6) 涉外に関する事務。
- (7) 印章の管守に関する事務。
- (8) 臨床研修、専門研修等に関する事務。
- (9) 文書類の収受、発送及び整理保存に関する事務。

- (10) 中期目標・中期計画に関すること。
- (11) 法人評価・認証評価に関すること。
- (12) 国際化に関すること。
- (13) 予算の管理に関すること。
- (14) 病院の経営に関すること。
- (15) 照査に関すること。
- (16) 小口現金の経理に関すること。
- (17) 職員の給与等の支給に関すること。
- (18) 物品の調達及び管理並びに役務等の契約に関すること。
- (19) 共済組合に関すること。
- (20) 職員の出張及び旅行に関すること。
- (21) 清掃に関すること。
- (22) 患者に関すること。
- (23) 社会保険等に関すること。
- (24) 病院収入に関すること。
- (25) 未収附属病院収入の債権管理に関すること。
- (26) 病院情報システムの管理及び運営に関すること。
- (27) 職員の労務管理に関すること。
- (28) 栄典及び表彰に関すること。
- (29) 職員の任免及び給与に関すること。
- (30) 寄附金に関すること。
- (31) 学術研究に関すること。
- (32) 臨床研究に関すること。
- (33) 利益相反に関すること。
- (34) 補助金に関すること。
- (35) 受託研究及び受託事業並びに共同研究及び共同事業に関すること。
- (36) 安全衛生に関すること。
- (37) 施設維持保全及び施設整備等に関すること。
- (38) 固定資産等の管理に関すること。
- (39) エネルギー等の管理に関すること。
- (40) 駐車場の管理、交通規制等に関すること。
- (41) 宿舎の管理に関すること。
- (42) 入学者の選抜及びその他諸試験に関すること。
- (43) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (44) 学生の学籍その他記録に関すること。
- (45) 学部及び大学院の学位に関すること。
- (46) 学生の正課外活動に関すること。
- (47) 学生の福利厚生に関すること。
- (48) 研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に関すること。
- (49) 外国人留学生に関すること。
- (50) 学生の入学、転学部、休学、留学、退学、除籍、卒業及び修了に関すること。
- (51) 学生の証明に関すること。
- (52) 医師・看護師・保健師国家試験に関すること。
- (53) 教育職員免許に関すること。
- (54) 学生の賞罰に関すること。
- (55) 学生の就職支援に関すること。
- (56) 学生の相談及び指導助言に関すること。
- (57) 学生の入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除、徴収猶予及び分納に関すること。

- (58) 奨学金事務に関すること。
 - (59) 学生教育研究災害傷害保険及び学生教育研究賠償責任保険に関すること。
 - (60) 解剖体の事務に関すること。
 - (61) 学生の諸届に関すること。
 - (62) 医療安全事務に関すること。
 - (63) 感染制御事務に関すること。
 - (64) 患者サービス等に関すること。
 - (65) 病院再開発に関すること。
 - (66) 危機管理に関すること。
 - (67) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関すること。
 - (68) その他学部、大学院及び病院に関する事務を処理すること。
 - (69) 他の部局に属する施設の運営に関すること。
- 2 医学部総務課においては、前項第1号から第12号まで、第29号、第34号から第36号まで、第40号、第41号及び第66号から第69号までに規定する事務をつかさどる。
- 3 医学部経営管理課においては、第1項第1号、第13号から第21号まで、第38号、第41号及び第66号から第69号までに規定する事務をつかさどる。
- 4 医学部医事課においては、第1項第1号、第22号から第26号まで及び第66号から第68号に規定する事務をつかさどる。
- 5 医学部人事労務課においては、第1項第1号、第27号から第29号まで及び第66号から第69号までに規定する事務をつかさどる。
- 6 医学部研究協力課においては、第1項第1号、第30号から第35号まで及び第66号から第69号までに規定する事務をつかさどる。
- 7 医学部施設課においては、第1項第1号、第36号から第41号まで及び第66号から第69号までに規定する事務をつかさどる。
- 8 医学部学務課においては、第1項第1号、第41号から第61号まで及び第66号から第68号までに規定する事務をつかさどる。
- 9 医学部医療サービス課においては、第1項第1号、第62号から第64号まで及び第66号から第68号までに規定する事務をつかさどる。
- 10 医学部病院再開発準備室においては、第1項1号、第37号及び第65号から第68号までに規定する事務をつかさどる。

(図書館事務課)

第24条の2 図書館事務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 図書館（分館を含む。）の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 図書館事務の管理に係わる高度な専門的業務に関すること。
- (3) 図書館に係る庶務、会計及び施設に関すること。
- (4) 図書館システムに関すること。
- (5) 図書館電子情報の整備に関すること。
- (6) 図書館資料の整備に関すること。
- (7) 図書館サービスに係る企画及び立案に関すること。
- (8) 図書館資料等の相互利用に関すること。
- (9) 図書館及び図書館資料の利用に関すること。
- (10) 図書館の業務における危機管理に関すること。
- (11) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関すること。
- (12) その他図書館に関する事務を処理すること。

第4章 監査室

(設置)

第25条 法人に、監査室を置く。

(室長)

第26条 監査室に、室長を置く。

2 監査室長は、学長の命を受け、監査室の事務全般を把握し、処理する。

(副室長)

第27条 監査室に、副室長を置くことができる。

2 副室長は、監査室長の職務を補佐し、監査室における高度な専門的業務を処理する。

(チームリーダー等)

第28条 監査室に、チームリーダー、サブリーダー又は室員を置く。

2 各チームリーダーは、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

3 各サブリーダーは、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

4 各室員は、それぞれ上司の命を受け、当該チームの事務をつかさどる。

(所掌事務)

第29条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

(1) 内部監査の実施に関すること。

(2) 監事の監査業務の支援に関すること。

(3) 監事監査及び会計監査人監査との連携及び調整に関すること。

(4) 所掌事務に関する調査統計その他諸報告に関すること。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月8日から施行し、平成18年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月10日から施行し、平成22年10月27日から適用する。ただし、別表中、国際連携・広報の担当業務に係る改正規定は、平成22年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

担当業務表

職名	担当	主要業務内容	担当事務組織
理事・副学長	国際連携、人権	国際連携（国際連携推進機構長）、人権啓発	国際連携支援部、総務部
理事・副学長	財務	財務、愛媛大学基金	財務部、基金室
理事・副学長	地域協働、人事マネジメント	地域協働（地域協働推進機構長）、人事マネジメント	地域協働支援部、総務部
理事・副学長	研究・产学連携、環境	研究・产学連携（研究・产学連携推進機構長）、環境マネジメント、安全衛生管理、総合健康センター	研究・产学連携支援部、施設基盤部、教育学生支援部
理事・副学長	教育	教育、学生支援（教育・学生支援機構長）	教育学生支援部
理事（非常勤）	法務	法務	総務部
副学長	病院運営・地域医療	病院運営（附属病院長）、地域医療支援・連携	医学部
副学長	総務、施設、DX	事務統括・調整、危機管理、職員研修、施設、DX	総務部、施設基盤部、情報推進課
副学長	未来価値創造、広報	未来価値創造（未来価値創造機構長）、広報、E.U. Regional Commons	総務部
副学長	デジタル情報人材育成	デジタル情報人材育成（デジタル情報人材育成機構長）	情報推進課
副学長	附属学校園	附属高等学校、教育学部附属学校園、教員養成	教育学生支援部、教育学部
副学長	評価	自己点検評価、中期目標・中期計画	総務部
副学長	ダイバーシティ	ダイバーシティ、ジェンダー協働	総務部
副学長	研究・产学連携、未来価値創造、カーボンニュートラル	产学連携・事業化戦略、未来価値創造、カーボンニュートラル	研究・产学連携支援部、総務部
副学長	教育	入試、高大連携	教育学生支援部
副学長	地域協働	企画・人材育成、校友会・同窓会との連携	地域協働支援部、総務部
副学長	デジタル情報人材育成	デジタル情報人材育成	情報推進課
学長特別補佐	S D G s	S D G s 推進	S D G s 推進室
学長特別補佐	未来価値創造	未来価値創造	総務部

学長特別補佐	未来価値創造	未来価値創造	総務部
学長特別補佐	教育	教育企画、能力開発	教育学生支援部
学長特別補佐	研究・産学連携	学術戦略	研究・産学連携支援部
学長特別補佐	地域協働	協働活動	地域協働支援部
学長特別補佐	国際連携	グローバル人材育成	国際連携支援部
学長特別補佐	国際連携	グローバル交流	国際連携支援部